

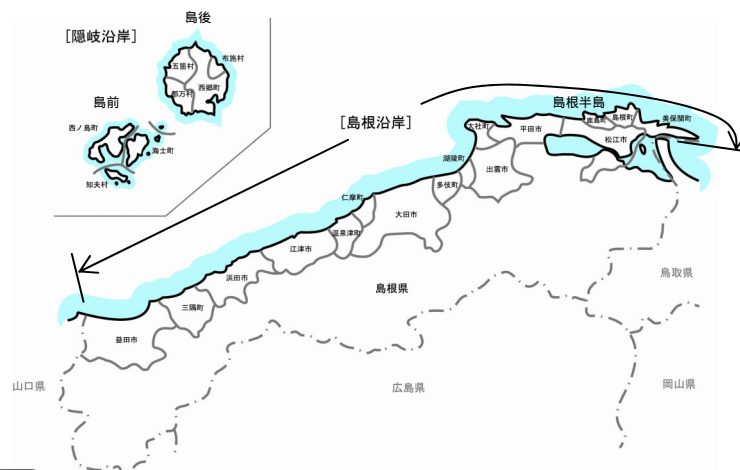
第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

第1章 計画の策定にあたって

平成12年4月に施行された改正海岸法により、防護、環境及び利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくため、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づき、各都道府県が海岸保全に関する基本計画を策定することとなった。海岸保全基本計画は、対象海岸のあるべき将来像を示すものである。（本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする。）

島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の2つの沿岸がある。

本計画は、島根沿岸についての海岸保全基本計画を策定するものである。



島根県の概要

島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約200kmと細長く、海上40km～80km沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。

総面積は約6,707km²（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は18位であるが、約79%が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。

人口は平成12年の国勢調査で約76万人であり、昭和60年国勢調査を境に減少している。年齢階級別には、65歳以上の高齢人口が年々増加しており、人口比率としては全国一である。

産業別就業者の割合は、第3次産業が最も大きく、次いで第2次産業、第1次産業となっている。就業者数は減少してきているものの、全国平均に比べ、第1次産業の割合が大きく、第2次産業、第3次産業の割合が小さくなっている。